

埼玉県中学校体育大会拠点校部活動参加規程より

1 趣旨

埼玉県内の中学生に運動やスポーツの楽しさや喜びを味わわせる機会を保障し、**中体連主催大会に出場できるようにするためのものである。・・・①**

運動部活動に参加したい生徒の在籍校に、**希望する部活動がないこと等の場合に、市町村内で拠点となる学校が受け入れるものである。・・・②**

学校設置者が事業主体であり、**運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。・・・③**

なお、**拠点校部活動（以下拠点校という）で参加する場合は、下記 3 の条件を満たしていることが必要である。・・・④**

2 事業主体と実施主体について

事業主体：**市町村教育委員会**または**県教育委員会**（以下事業主体とする）

実施主体：**公立中学校・義務教育学校**

3 条件

(1) **拠点校として、事業主体が認めたものであること。・・・⑦**

(2) 拠点校として、**計画的・継続的に練習が行われていること。・・・⑧**

(3) 拠点校に参加する**各校が、埼玉県中学校体育連盟に加盟していること。・・・⑨**

(4) 拠点校のある**支部が認定し、支部大会の参加を認めるとともに、県大会の出場も認められていること。・・・⑩**

(5) 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が承認した外部指導者とする。

4 その他

(1) **拠点校の申請については、各支部長から県中体連事務局に申請をする。（様式 1）・・・⑪**

(2) **本規程以外に、他の必要事項がある場合、本連盟の専門部等で検討し、各競技大会要項に記載する。・・・⑫**

(3) **拠点校名は各校の連名とし、先頭に**拠**と明記する・・・⑬**

附則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

①中体連主催大会に出場できるようにするためのものである。

可とする。埼玉県中体連及び、埼玉県中体連剣道専門部が提示する条件を満たすことで各地区予選会・県大会への参加を可とする。(団体・個人ともに)

②希望する部活動がないこと等の場合に、市町村内で拠点となる学校が受け入れるものである。可とする。**③運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。**

上記の条件から剣道専門部としての見解は以下の通りとする。

団体戦の出場に関して、拠点校の母体となる中学校に在籍する生徒が2名以下の場合は団体戦に拠点校としての出場を認めます。詳細は下記の通りです。

【拠点校の母体の人数が大会出場の規定登録人数に達している場合】

団体戦:拠点校の母体となる学校に在籍する生徒の団体登録を最優先とする。

個人戦:拠点校の母体となる学校に在籍する生徒の出場を最優先とする。ただし、地区予選会に出場する選手の数に制限がない場合はこれにあたらない。

【拠点校の母体の人数が大会出場の規定登録人数に達していない場合】

団体戦:拠点校の母体となる学校に在籍する生徒と共に団体登録を可とする。ただし、試合に出場する選手は母体となる学校に在籍する生徒を最優先とする。

個人戦:拠点校の母体となる学校に在籍する生徒の出場を最優先とする。ただし、地区予選会に出場する選手の数に制限がない場合はこれにあたらない。

運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、「勝利至上主義のための活動ではない」という目的から、練習環境を提供して活動できることに重要視していると判断する。本来の母体の学校に在籍している生徒が最優先で大会には出場できるようにする。

剣道競技においては、部活動として剣道部がなくても、学校から個人戦に参加することは可能である。また、同一校に3名以上の参加希望者が在籍している場合は団体戦の出場も可能である。大会出場に関してはこの規定を適用することを優先する。

また、拠点校部活動として大会参加をする場合には、選手選考・起用について十分に保護者と部員に説明をしておくことを推奨する。

④拠点校部活動(以下拠点校という)で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要**条件**

(1) **⑦拠点校として、事業主体が認めたものであること。** 市町村教育委員会に適切に申請をしてください。

(2) 拠点校として、**⑧計画的・継続的に練習が行われていること。**

実態の把握が困難ですので、拠点校の母体となる学校長の責任のもと判断をしてください。

(3) 拠点校に参加する**⑨各校が、埼玉県中学校体育連盟に加盟していること。**

母体となる学校及び、拠点校部活動に参加する生徒の在籍する学校に確実に確認をしてください。

中体連加盟費の取り扱い等に関しては、中体連事務局に確認をしてください。

(4) 拠点校のある **⑩支部が認定し、支部大会の参加を認めるとともに、県大会の出場も認められていること。**

中体連支部長に確認・承認を得て、予選会参加学校すべてが周知しているようにお願いします。

⑪拠点校の申請については、各支部長から県中体連事務局に申請をする。(様式 1)

適正に申請・受理を受けてください。中体連事務局から県剣道専門部委員長に許可の連絡が届きます。

⑫本規程以外に、他の必要事項がある場合、本連盟の専門部等で検討し、各競技大会要項に記載する。

今後、学総・新人大会要項に記載する。本年度は専門委員長会議が終了している為、全地区予選会が開始される前に、上記内容の周知をする。

⑬拠点校名は各校の連名とし、先頭に㊦**と明記する**

地区予選会

プログラム、トーナメント表、試合記録等に関しては「〇〇・〇〇中学校」と記載する。

選手が身につける「名札」は「〇〇・〇〇中」とする。ただし、被せ名札等に対応することも可とする。

また、出場選手が在籍する学校名でも可とする。

県大会以上

プログラム、トーナメント表、試合記録等に関しては「〇〇・〇〇中学校」と記載する。

選手が身につける「名札」は「〇〇・〇〇中」とする。ただし、被せ名札等に対応することも可とする。

県大会出場が決定した段階で必ず拠点校部活動責任者が対応をする。